明石市「校内フリースペース」運営指針

令和７年４月１日　制定

学校は、本指針に沿って校内フリースペースを運営するものとする。

１　趣旨・目的

（１）児童生徒個々の状況や学校の実状に応じて、安心して過ごせる空間として運営する。

（２）児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るため、「学校内の多様な居場所」として学校生活や学習のサポートを行う。

（３）児童生徒が望めば学級での活動および行事に参加できるよう支援を行う。

２　利用児童生徒

学校は、下記のような様々な児童生徒が利用できるよう運営を行う。

（１）登校できるが、様々な理由で自分の教室で活動することが難しい児童生徒

（２）不登校となっている、または登校頻度が減少している児童生徒

（３）普段は自分の教室で活動しているが、突発的に活動できなくなった児童生徒

３　利用児童生徒への働きかけ

学校は、下記のような支援を本人の状況に応じて、寄り添いながら行う。

（１）児童生徒の相談支援

（２）学習活動の支援

（３）仲間と交流する機会の提供

（４）落ち着いて過ごせるなど、情緒の安定を図ることができる環境の提供

（５）児童生徒が望めば学級で活動する、および行事に参加することができる支援

（６）その他、児童生徒の社会的自立に資する支援

４　利用児童生徒の受け入れ

（１）定期的・継続的な利用の場合、必要に応じて学校長や担当、担任、居場所サポーター等が当該児童生徒と保護者に面談を行う。突発的な利用の場合、必ず担任が保護者に説明を行う。

（２）面談の際には、利用頻度や時間帯、支援内容・方法、校内フリースペース利用の約束事等について説明する。

（３）開室時、校内フリースペース内に指導者として職員を最低１名は必ず配置し、利用児童生徒の安全に配慮する。ただし、何らかの事情により指導者を確保できない場合、校内フリースペースの開室を一時的に止め、事前または事後に当該児童生徒とその保護者に説明する。

５　留意事項

（１）児童生徒個々のペースや思いに合わせて支援を行うこと。また、必要に応じて個別の指導計画等を作成し、充実した指導の実施に努める。

（２）運営にあたっては、全教職員の共通理解のもと行うこと。また、運営の目的について全校児童生徒、保護者、地域の理解を図る。

（３）運営について状況の確認および評価等を定期的に行い、より充実した支援が行えるよ

うにする。確認および評価等は全教職員で行うか、例えば管理職、担当、担任、養護教諭、居場所サポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員とした組織で行うことも考えられる。

（４）校内フリースペースとして使用する部屋には、適切な名称をつける。その際、児童生徒の意見や思いをもとにつけることも考えられる。

（５）「学校内の多様な居場所」として、学校生活や学習のサポートのために環境整備に努める。